

なにげないビラや看板 それちょっと危ないかも？

実は落とし穴が多い屋外広告物

【多くの法令が関与し、手続きも多い】

一定の場合を除き、**許可申請が必要です。**
設置前だけでなく設置後も必要な手続きが多く存在します。

【罰則規定がある】

違反した場合、条例により**1年以下の懲役や、50万円以下の罰金等**に処せられることがあります。また、違反行為を行った行為者だけでなく、**雇用主や掲出を指示した者にも罰則規定が適用**されます！

【ご存じですか？】

チラシやビラも貼れば屋外広告物扱いとなります。
窓から外に向かって貼るポスターも**特定屋内広告物**として一部地域では規制がなされています！



行政への手続き、書類作成は行政書士におまかせください

計画段階でのご相談

- 法令、景観ガイドラインの確認
- 屋外広告物製作・施工業者紹介

行政への手続き

- 行政への事前相談
- 書類作成
- 書類の提出
- その他付随する手続き

変更・更新の届出

- 広告物の数量・形状・材質の変更
- 設置者、広告主の変更
- 管理者の変更
- 屋外広告物の除却届

行政への手続きの代理、 書類作成は行政書士へ！

行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となります。

屋外広告物のことなら

アイアンバード行政書士事務所

行政書士 村田 和也 (日本行政書士会連合会 24260687号)
〒556-0016 大阪府大阪市浪速区元町1-1-20 新賑橋ビル4階
TEL: 080-6374-4351 MAIL: office-ironbird@ironbird.jp
Web: <https://ironbird.jp>

アイアンバード行政書士事務所 🔍

ご相談はこちら



看板のお手続き、大丈夫ですか？

ビルの売買・賃貸・譲渡・相続の際に、既に看板が設置されている場合、屋外広告物に関して行政へのお手続きが必要な場合がございます。

怠った場合、法令により罰則が科される場合がございます。



屋外広告物に関するお手続き

屋外広告物の数量、材質、デザインが変更となった場合や、設置者や管理者等の情報に変更が生じた場合は、別途お手続きが必要となります。

道路に関するお手続きが必要な場合も

突き出し看板等、上空を含む敷地外の道路を占有している場合、道路占有許可申請が必要となります。

占有者の社名、住所や氏名が変更になった場合や、売買等で占有者が変わった場合は別途手続きが必要となります。

怠った場合は罰則以外にも…

法令違反は企業イメージ低下につながるだけではありません。

重大な事故が発生した際に業務上過失致死罪にも問われた事例も存在します。

行政へのお手続きの代理書類作成は行政書士へ！

行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となります。

屋外広告物のお手続きのことなら

アイアンバード行政書士事務所

行政書士 村田 和也 (日本行政書士会連合会 第24260687号)

〒556-0016 大阪府大阪市浪速区元町1-1-20 新賑橋ビル4階

TEL: 080-6374-4351 MAIL: office-ironbird@ironbird.jp

Web: <https://ironbird.jp/>

アイアンバード行政書士事務所 🔍

ご相談はこちら

